

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 7 月 2 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03410

研究課題名(和文) 親族・相続関係における意思・合意・協議の意義

研究課題名(英文) The meanings of intention, agreement, and consultation in family law

研究代表者

山下 純司 (YAMASHITA, Yoshikazu)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：90282532

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、親族法や相続法の各制度の中における当事者の意思(当事者間合意や当事者同士の協議も含む)の役割を、横断的に考察した。私的自治の原則(当事者の意思により関係を自由に定められるという考え方)は、家族関係においても重要な役割を果たすが、取引関係を規律する財産法に比べると、その現れ方は複雑かつ多様であることが分かってきた。そこには、私的自治の原則とは別に尊重されるべき、家族関係の保護や子どもの福祉、相続秩序といった多様な価値が見いだされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

高齢化と少子化が進むわが国の状況下で、身分法の見直しが急速に進んでいる。本研究には、従来の制度の問題点や、新たな制度の意義を考察することを可能とする意義がある。近時実現した民法改正に関わる研究成果としては、成年年齢の引下げの意義についての研究、特別養子縁組制度の改正に関する研究、遺言執行者の権限に関する研究などがあげられる。本研究の研究代表者や研究分担者が、改正法律案の審議や準備作業に関わったものもあり、本研究の研究成果はわが国の制度改革に大きく貢献している。

研究成果の概要(英文)：We studied the role of the intention, agreement, and conference of the relevant people in the legal institution of family (mainly the law of family but including the law of succession). The will theory in the private law is important not only in contract (freedom of contract), but also in family relationships. However, the manifestation of the theory in family law is more complex and various, than in contract law. We observed many values, such as the stability of family, the welfare of children, and the public order in the law of family and succession, all of which are as important as the will theory, so that we should concern the interaction of these values to understand legal institutions in relation to the family.

研究分野：民法

キーワード：親族法 相続法 身分法 私的自治 意思 協議

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した平成 28 年当時、民法では平成 29 年に立法化された債権法改正の作業が大詰めを迎え、財産法分野の研究は大きな転換期にさしかかっていた。他方で、身分法分野では、平成 27 年から相続法改正のための法制審議会が始まったものの、なおわが国の相続法制がどういった方向に向かうのかは、不透明な部分のある状況だった。そのほかにも、平成 21 年に最終報告書が出されながら立法化が見送られていた民法成年年齢の引下げも、まだ立法が実現するかが不透明な状況であった。本研究は、わが国の身分法制が近いうちに転換期を迎えることは予測できるものの、具体的にどういう方向を目指すのか、不透明な状況にあった時期に開始されたものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、身分法と私的自治の関係の考察であり、そのための具体的作業として、親族・相続法を中心に、家族や財産承継の問題と、意思・合意・協議の問題が交錯する領域を、横断的に検討した。

3. 研究の方法

本研究は、法律行為法、契約法、婚姻外カップル関係を中心に研究する研究代表者山下と、親族法と不法行為法を研究する研究分担者久保野、及び相続、信託をはじめとする財産理論を研究する研究分担者金子の 3 名の共同研究である。3 名は年に 1~2 回の合同研究会を開催し、各研究者が関心を持つ親族法・相続法に関するテーマについて研究報告を行い、本研究の問題意識である身分法と私的自治の関係という観点からの考察した上で、各自の研究にフィードバックを行った。

4. 研究成果

(1) はじめに：背景としての家族関係の多様化と少子高齢化社会

本研究は、親族・相続法の全領域に通底する問題意識を共有する形で、各研究者の興味関心に近い分野を中心に横断的な考察を加えている。背景にあるのは、家族関係の多様化と、少子高齢化社会である。家族のあり方が多様化するなかで、特定の家族観に支えられた硬直的な制度では問題を解決しきれない場面が生じてきている。少子高齢化のなかで、子どもをどのように養育し、若者や高齢者の意思決定をいかに支援していくかが喫緊の課題になりつつある。研究分担者久保野が家族 社会と法 学会で報告した「相続法改正論議に見る『家族の多様化』・『高齢社会』」は、そうした本研究の問題意識が反映している。

こうした観点から、本研究の研究成果を改めて整理することで、次のような視点が見いだされる。

(2) 自律的な意思決定の価値と他の価値の調整

私的自治の原則からは、私人の意思決定は尊重されるべきであり、それによって形成される他者との関係についても一定の自律性が認められるべきである。しかし、このことは、私人が形成する法律関係を、法が無批判に承認することを意味するわけではない。私人間関係の自律性と、法による関係への介入のバランスをいかに取っていくかが問題となる。

本研究の多くは、こうした自律的な意思決定と他の価値の調和を取り上げるものであり、既存の法制度の見直しを提案するもの、民法改正により導入された新たな制度を研究するものとなっている。そこで調整される価値は、以下に見るように多様なものがある。

(3) 子どもの福祉・安定的な家族関係という価値

研究代表者山下が本研究期間中に執筆し、期間終了直後に発表した論文「婚姻外カップルの多様性と法的保護の論理」二宮周平編『現代家族法講座第 2 巻 婚姻と離婚』(2020 年・日本評論社) 27 頁以下は、こうした本研究の問題意識を、婚姻外カップルの法的保護というテーマで展開したものである。婚姻外カップルの法的保護については、ライフスタイルの自己決定と、子どもの福祉という 2 つの価値が強調されるが、本論文では、カップルの安定的で継続的な関係を国家が支援することを通じて、2 つの価値の調整を図ることを提案する。ここには、自律的な意思決定の価値を否定することなく、従来の法制度が守ろうとしてきた伝統的な価値を実現するために、法改正も視野に入れた法政策的な対応の必要性が示唆されている。

研究分担者久保野の「婚姻をするについての自由と嫡出推定」論究ジュリスト 18 号 72 頁は、再婚禁止期間に関する最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 巻 8 号 2427 頁についての研究であるが、婚姻の自由と嫡出推定によって守られる子どもの福祉とのバランスの取り方が問題の中心になっている。同論文が、「男女間のカップルの制度化のあり方及びその親子関係との結び付きについて、多様な仕組みが考えられることはもちろんである」という文章により結ばれていることでも分かるように、婚姻を男女関係と親子関係を結びつける「仕組み」の 1 つであると相対化する姿勢は、本研究の問題意識が反映しているといえよう。

研究分担者金子は、「Freeing order をめぐるイングランド養子法の経験」河上正二・大澤彩編『廣瀬久和先生古希記念 人間の尊厳と法の役割』所収を公表し、養子縁組の際に問題となる

実親との関係について、縁組手続の適正化を図るための方策を比較法により研究した。ここでも、安定的な家族関係の形成や、それを通じて実現される子どもの福祉といった価値を、養子縁組という自律的な関係形成のための制度のなかにどう反映させていくかという観点が見て取れる。金子は、令和元年の民法改正で実現した特別養子制度の一部改正の改正準備作業にも関与しており、同研究の社会的貢献度は高い。

(4) 相対的弱者の社会的支援

研究代表者山下による、「成年年齢引下げの民法学上の意義」法律のひろば第71巻39頁以下は、平成30年に実現した成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正にあわせて執筆されたものである。本論文は、成年年齢の引下げが若者の自己決定権を拡大することの意義を強調するとともに、引下げに伴う課題についての考え方を示したものである。そこでは、成年年齢を「自立してもよい年齢」と捉え、18歳の若者が自立を強制されるわけではなく、むしろ法は個々の若者の自立の程度に合わせた保護を図っていくべきだという視点が示される。ここでは、単独で意思形成することが困難とされるような、社会における相対的弱者について、自律的な意思決定を尊重していくために、親をはじめとする親族等の他者が、本人の意思決定を支援していくという考え方が示唆されている。山下は同様の視点から高齢者の金融取引についても「高齢者の金融取引と自己決定権」金融法務事情2119号44頁以下を公表している。

他方で、本人の行為が第三者に損害を与える可能性に備えて、親族等が本人を適切に監督していくことも重要である。研究分担者久保野の「不法行為責任と「家族」の関わり」法律時報89巻11号91頁以下は、こうした観点を含んだ分析となっている。

(5) 意思決定のあり方

複数の私人が利害関係をもつ事項については、自律的な意思決定の実現にあたり合意や協議の意義を明らかにする必要がある。研究分担者久保野の「扶養契約」『債権法改正と民法学第3巻』367頁以下は、扶養関係を当事者間の合意により規律する可能性について考察する。同「親権者が数人ある場合の権限の行使について」法学83巻4号34頁以下は、親子関係における親権者間の権限調整の問題を考察する。

子どもに対する親権者の関与という問題では、親権者の意思決定に対する国家の介入のあり方も問題になる。研究分担者久保野の「親権者の懲戒権への家庭裁判所の関与について」論究ジュリスト32巻50頁以下、同「法律時評 子どものための養育支援と介入を統合する立法へ」法律時報91巻5号1頁以下が、こうした点の考察を加える。

相続との関係で複数の私人の意思決定の調整を要する場面としては、遺産分割の問題が重要である。研究分担者金子は、「遺言執行者の権限の明確化等」論究ジュリスト20巻32頁以下や、「相続による権利・義務の承継と第三者」民商法雑誌155巻2号262頁以下など一連の論文を公表している。そこでは、遺産分割前の財産処分を野放図に許す現行制度への批判的な視点があり、遺産分割協議の望ましいあり方をはじめ、資産承継制度全般についての利害調整と法の介入のあり方に考察を加えている。

(6) まとめ

以上のように、本研究の研究成果は、3名の研究者が個別に発表した研究論文や学会報告という形で公表されてはいるが、全体としてみるとまとまった一つの問題意識に貫かれている。冒頭でも述べたように、家族関係の多様化と少子高齢化社会の到来を背景に、当事者の自律的な意思決定を尊重していくことの重要性が高まっている。しかし他方で、既存制度の中で守られてきた価値を適切に制度の中で位置づけ、当事者の意思決定に必要な応じて国家が介入していくことも必要である。私的自治と国家の関係について、その多様性の一端を明らかにできたと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山下純司	4. 巻 71 (10)
2. 論文標題 成年年齢引下げの民法学上の意義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 39-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 89巻11号
2. 論文標題 不法行為責任と「家族」の関わり	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 91-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 68巻2号
2. 論文標題 共同所有住宅における居住と収益との関係 イングランド法を素材にして	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 東京度大学社会科学研究所	6. 最初と最後の頁 103-144
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 431
2. 論文標題 精神障害により責任能力を欠く者の行為に関する民法714条1項	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 18
2. 論文標題 婚姻をするについての自由と嫡出推定	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 72-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 20
2. 論文標題 遺言執行者の権限の明確化等	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 32-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 2119
2. 論文標題 高齢者の金融取引と自己決定権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 44-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 32
2. 論文標題 親権者の懲戒権への家庭裁判所の関与について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 50-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 83(4)
2. 論文標題 親権者が数人ある場合の権限の行使について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 34-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 91(5)
2. 論文標題 法律時評 子どものための養育支援と介入を統合する立法へ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 155(2)
2. 論文標題 相続による権利・義務の承継と第三者	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 262-289
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 久保野恵美子
2. 発表標題 相続法改正論議に見る「家族の多様化」・「高齢社会」
3. 学会等名 家族<社会と法>学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山下純司
2. 発表標題 高齢者の金融取引と自己決定権
3. 学会等名 金融法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 山下純司、久保野恵美子、金子敬明ほか著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 488
3. 書名 債権法改正と民法学第3巻	

1. 著者名 河上正二、大澤彩 編、金子敬明ほか著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 744
3. 書名 廣瀬久和先生古稀記念『人間の尊厳と法の役割』	

1. 著者名 金子敬明ほか	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 654
3. 書名 社会の変容と民法の課題（上）	

1. 著者名 山下純司ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 388
3. 書名 現代家族法講座 婚姻と離婚 第2巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	久保野 恵美子 (KUBONO Emiko) (70261948)	東北大学・法学研究科・教授 (11301)	
研究分担者	金子 敬明 (KANEKO Yoshiaki) (80292811)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	